第2回白馬村地域公共交通検討委員会 会議録 (要約)

召集年月日	平成20年9月25日(木)午後1時						
召集の場所	集の場所 白馬村役場 庁議室						
開閉会の日時 及 び 宣 言	開会 平成 20 年 9	平成20年9月25日(木)午後1時4分事務				田中克俊	
	閉会 平成 20 年 9	平成20年9月25日(木)午後2時2分			議長	松澤	衞
出席者数	委員数 15名の内 出席者 13名						
出席委員	職名氏	名	出欠	職名	氏	名	出欠
	委 員 速 水 政	文	出	委員:	栗田裕	=	欠
	委員 渡邉	宏	出	委 員 .	上條良	民	出
	委 員 伊藤静	江	田	委員	松沢英	昭	出
	委員 降簱陽	子	田	委員 /	風間雅	裕	出
	副委員長 太 谷 義	男	田	委員:	辻 久	明	出
	委員 宮尾幸	典	田	委員	太田	守	出
	委 員 宇佐美信	義	欠	委員長	松澤	衞	出
	委 員 西 沢 信	男	圧				
事務局	総務課企画情報係長 吉 田 久		夫	住民福祉課	福祉係	松澤正芳	
	住民福祉課福祉係 田中克		俊				
傍聴者	尾 崎 陵(大糸名	タイムス)					

1. 開 会

[田中主査] 開会を宣言した。

2. あいさつ

[松澤委員長] 試験運行の開始まであとわずかとなり、村民も大変期待している。本日は、運行概要と 準備状況の報告があるので、活発な協議をお願いしたい。

3. 協議事項

(1) デマンド型乗合タクシーの試験運行概要について

〔議長:松澤委員長〕 事務局に説明を求めた。

[事務局:田中主査] 説明に入る前に、9月から住民福祉課の松澤正芳主任が新たに乗合タクシー業務の担当に加わったことを述べ、松澤主任は自己紹介した。また、主に利用者サイドに関連する業務を担当すると述べた。

引き続き、(1) 白馬村乗合タクシーの試験運行概要について説明した。

この「白馬村乗合タクシー試験運行概要」は、前回の検討委員会で協議いただき、その後8月25日に開催した第2回地域公共交通会議で承認された「デマンド型乗合タクシー試験運行計画」をベースに作成したものである。計画書の段階よりも若干詳しくなっているとともに、多少の手直しを加えてあるのでそのあたりを中心に説明する。

まず、「1. 運行目的」は従前のとおりである。

次に「2. 運行期間」であるが、試験運行の期間は11月11日火曜日から3月31日火曜日までとする。これは、道路運送法に基づく申請から許可までの期間を考慮すると、11月10日の月曜日から運行することができるが、11月10日はあいにく仏滅に当たり、その翌日の11日は大安であるとともに数字のゴロも良いので、この日をスタートの日とした。

次に「3. 運行方式」であるが、「(1) 事業主体」は白馬村である。

「(2) 運行主体」であるが、一般乗用旅客自動車運送事業者が、道路運送法第21条に基づく許可を取得してから運行することとし、白馬村内に本店・支店、営業所を持つ事業者である、アルプス第一交通株式会社、信州名鉄交通株式会社、白馬観光タクシー株式会社の3社に試験運行の意思があるかどうか照会したところ、3社すべてから運行希望が伝えられたことから、村では去る9月4日に3社に対して運送依頼を行った。

次に「(3) 運行方法」であるが、戸口から戸口を基本としたデマンド型運行を実施する。ただし事前 予約がまったく無かった場合は運行しない。また、常備車両の旅客定員を超える予約があった場合には、 予備車両により対応することとする。

次に「(4) 基軸路線」であるが、この項目は地域公共交通会議の席上で、長野運輸支局の専門官から 追加提案があったもので、例えフルデマンドであっても、利用者を乗降させる順番に規則性を持たせる ために、基軸となる路線を設定したものである。国道148号を基軸の路線とし、北方面行きは佐野を 起点として新田まで、南方面行きは新田を基点として佐野までとし、通過点である白馬町と飯田の概ね の通過予定時刻を設定した。もちろん、基軸路線上以外の乗降希望にも応えながら運行するので、通過 時刻はあくまでも目安となるわけだが、北へ向かう利用者と南へ向かう利用者にざっくり分けて配車す ることになる。

「4. サービスレベル」であるが、まず「(1) 利用対象者」では、前回の検討委員会で、大前提とし

て住民票を有することを条件としても構わないという意見があったことから、交通会議ではその旨提案 して了承された。しかしながら、住民票を有することを条件とした場合、外国人の方々がすべて対象から外れてしまう。もちろん外国人登録をされており、1年以上居住している外国人の方は住民税も納めているので、公的サービスを受ける権利がある。従ってここの表記は「白馬村に住所を有する者」として、住所を有する者の定義を「住民票への記載、もしくは外国人登録原票への登録」とした。

次に該当者の表現方法であるが、従来、③では母子家庭を対象に考えていたが、父子家庭も対象としたいという考えから、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等と変更した。また、⑥は介護保険被保険者証を所持する方という表現から、要介護認定者及び要支援認定者という表現に変えた。

次に「(2)運行日」であるが、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く月曜日から金曜日とした。11月11日から3月31日までの期間では91日の運行日がある。

続いて「5. 運行時刻」であるが、朝のしろうま保育園園児の送迎が終了してから、午前8時30分発を始発便とする。そこから1時間ごとに設定し、午後2時30分発を最終便とした。南北方面それぞれ7便ずつ、計14便の運行になる。

次に「6. 運行交番」であるが、今回の試験運行では常備車両が2台必要になるところを、3社の事業者にお願いしていることから、3事業者で協議してその割り当てを決めた。まず、白馬観光タクシー株式会社には全期間を通じてお願いする。続いて、もう1台の車両であるが、11月11日から1月30日までと、2月2日から3月31日までの2期間に分け、信州名鉄交通株式会社に前半を、アルプス第一交通株式会社に後半をお願いすることとし、各社とも1日7便を担当していただくこととした。

続いて、資料3ページの「7. 予約」であるが、「(1) 予約方法」は乗合タクシー予約センターへ電話によるものとする。また、聴覚に障害を持っている方等に限り、ファクシミリでの予約を受け付ける。 予約電話の番号は、71-1111 である。また、ファクシミリは71-1113である。

次に、「(2) 乗合タクシー予約センター」であるが、予約業務を白馬村社会福祉協議会に委託することから、センターは白馬村社会福祉協議会の事務局内に置き、開設時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

「(3) 予約時間」であるが、乗車する日の2日前から予約を受け付け、当日、乗車希望便の発車時刻の30分前に締め切ることにした。

次に、「8. 運賃」であるが、「(1)普通運賃」は、村内全域1乗車300円とするが、3歳児未満は無料とした。また、付添人についても、同様に1乗車300円をお支払いいただく。

次に、「(2) 割引制度」であるが、回数券購入者に対する割引を実施する。10回分の金額で11回分の利用券が購入できるので、約9.1%の割引率になっている。

続いて、「9. 車両・設備」についてであるが、「(1) 車両数」は常備車両の2台を基本として、予約 状況に応じて予備車両を運行することとする。

また「(2) 車両の仕様」は、特定大型車 通称:ジャンボタクシーを使用するが、予備車両については普通車両も使用する。

最後に、「10. その他」であるが、今回の試験運行を行うことにより、本格運行に向けた利用予約制の円滑な運営、住民への周知・その他習熟期間の確保、運行上の基軸ルート・停車場所・運行間隔の妥当性、運送事業者の対応体制の整備について、データ収集・分析を行うことを目的とするとともに、相当量のノウハウの蓄積を行う必要があることから試験運行を実施する旨を述べさせていただいた。

以上が、このたびの試験運行の概要であり、昨日開かれた白馬村議会全員協議会においても報告させていただいた。本日は、只今の説明の中に、不明な点等があればご質問していただき、また、今後実際の運行に向けて補足するような点があれば、ご意見として聞かせていただきたい。

[議長:松澤委員長] 事務局の説明に対して質疑・意見を求めた。

[渡邊委員] 予約人数が多くなり、予備車両でもまかなえない時の対策は何か考えているか。行事等の参加のために利用する場合、次の便だと間に合わない場合もある。

[事務局:田中主査] 予備車両は通常のタクシー車両をお願いするので当然限りがある。また乗合にすることによって1人当たりにかかる運行経費を下げているので、むやみに予備車両を出していいというものでもない。あらかじめ1便当たりのマックスの乗車人数を決めておき、いっぱいになったら締め切って、他の便を紹介するといったことも考えていく必要がある。

また公共交通とはいえ、敬老会などの行事での利用はご遠慮いただくことも想定している。いずれに しても今後の検討課題とさせていただきたい。

[速水委員] 利用者が嶺方や青鬼地区などの遠方だと、予定していた時刻から大幅に遅れる可能性がある。冬は特にダイヤが遅れることが予想されるが何か対策はあるか。

[事務局:田中主査] 今回の計画は1便の運行時間を50分としている。1運行が50分を越えると想定される場合はあらかじめ予備車両を出すことになる。白馬村全域を運行エリアとして、しかも1エリアとしているため、このようなケースは当然出てくる。

[伊藤委員] 付添人は自己申告か、それとも認定するのか。

[事務局:田中主査] 他の自治体の事例では、例えば要介護度3以上であるなどの基準を設けているケースもあるが、本村では登録時の自己申告とする。

[太田委員] キャンセル時の対応と利用者の手続方法は。

[事務局:田中主査] キャンセルが決まった時点で予約センターへ電話連絡をいただく。出発時間を過ぎてから連絡があった場合は、その旨、タクシー事業者が無線などの方法でドライバーに伝える。

[議長:松澤委員長] 他に質疑・意見を求めたが特にないため次に進めた。

(2) 試験運行における準備状況について

[議長:松澤委員長] 事務局に説明を求めた。

[事務局:田中主査] (2)試験運行における準備状況について説明した

この資料は、現在までの準備状況と今後の考え方について、項目ごとに列挙し簡単にまとめてある。 一括して説明するので、皆様のご意見をお聞かせ願いたい。

まず、「1.登録」の「(1)登録方法」であるが、登録の受付開始は10月1日からとする。登録期間であるが、登録の期間を設けることはせず、随時登録ができることとする。登録の受付であるが、役場住民福祉課で受付ける。これは、利用対象者基準を設けたため、要件に合致するかどうかの確認作業を住民福祉課において行うためである。登録だが、利用登録票に必要事項を記入していただき、郵送や

FAX、または直接窓口へ持参するなどの方法で住民福祉課へ提出していただく。

次に、「(2)利用登録票」であるが、まず、登録票の配布は、役場住民福祉課及び社会福祉協議会の窓口に備え付けるほか、周知用のチラシに掲載する。この周知用チラシは後ほどご説明するが、新聞折り込み、各地区への配布、説明会での配布を予定している。また、その他に広報はくばや、村のホームページにも掲載する。登録票の様式を示してあるが、1枚の用紙でご家族の方複数を登録できるようにした。記載事項は、住所、電話番号、住んでいる地区を記載し、利用者全員の氏名と性別、生年月日、携帯電話番号、利用者区分、付添人の要否を記載していただく。また、身体的なことや、居住地のことなど、運転手に知っておいてもらいたい事項があれば記入していただく。さらに主な行き先を事前に記入することにより、予約受付をスムーズに進めることができるものと考えている。

続いて「(3) 利用登録証」であるが、登録証は、登録対象者であることを確認したのち、1人1枚交付する。交付の方法は乗合タクシーの利用の仕方等を記載した案内書と一緒に郵送したいと考えている。登録証の様式を表面、裏面それぞれ示してあるが、表面は、利用者の氏名が入り、予約センターの電話番号を記載した。裏面には、簡単ではあるが利用上の注意と運行時刻表を掲載した。また、登録証は汚損を防ぐためにラミネート加工を施す。

次に、「2. 予約事務」であるが「(1) 予約センター」の運営は、白馬村社会福祉協議会とする。開設日であるが、予約が運行日の2日前となることから、11月7日の午前8時30分とする。予約電話は、71-1111である。設備等としては、予約配車システム関連として、デスクトップパソコンー式、データバックアップ用のハードディスク、インクジェットプリンタ、サーマルプリンタ、無停電電源装置の機器構成になっている。また通信設備関連としては、電話機、普通紙ファクシミリ、ヘッドセット、ターミナルアダプタとなっている。

次に「(2) 予約システム」であるが、長野県の地域発元気づくり支援金に採択されて導入準備を進めてきた、デマンドタクシー予約配車システムは、すでに納品がなされ業務完了検査を終了している。現在、いったんシステムを取り外し、役場内に持ち込み、連日連夜初期登録作業を行っている。初期登録の作業としては、目的地と想定される医療機関、大型店、金融機関、商店、福祉施設など、おもな事業所をワンタッチボタンに登録するとともに、地図情報へのマッチング作業を行っている。来月中旬には再度、システムとして立ち上げ、社会福祉協議会の事務所へ設置するので、機会があればご覧いただきたい。また、職員の研修であるが、社会福祉協議会職員を対象にしたオペレーション研修を10月中旬に開催するとともに、運用直前の11月初旬にはシステムの最終的なチェックを納入先であるシステムオリジンにお願いしてある。運用が始まってからのシステムを使った作業としては、通常登録として、新規利用者の登録、新規目的地の登録があるほか、必要に応じて各種集計として、地区別、男女別、年代別、目的地別、曜日別、時間帯別の集計表を作成する。

続いて、「3. 運行」であるが、まず「(1) 地方運輸局への届出」であるが、道路運送法第21条による乗合旅客運送の許可申請と道路運送法第9条に規定する運賃の設定届出を運行する3社すべてが済ませている。3社とも、今月の8日に長野運輸支局へ提出してあり、標準処理期間が2ヶ月とされているので、11月初旬には許可が下りる予定である。

次に、「(2)運行に関する要綱の制定」であるが、このたびの試験運行事業を開始するにあたり、村では「白馬村乗合タクシー運行事業実施要綱」を告示する。現在、条項を検討中であるが、記載内容としては、利用対象者、運行範囲、運行時間、運休日、利用手続き、利用料金、事業の委託、諸様式について規定したいと考えている。施行日は、運行を開始する11月11日を予定しているが、登録に関する部分もあるので、一部は公布後ただちに施行するものとする。なお、この9月30日に法規審査委員会を予定しているので、ここで審議することになる。

次に「(3)利用回数券」であるが、回数券の種類は、11枚綴りを3000円で販売する。販売箇所については、役場の他、今後調整して決定する。回数券の様式を示してあるが、1枚ずつミシン線がついていて切り離すタイプである。元に残る部分については予約電話番号を記載してある。また、資料では表現できないが、偽造防止のため背景に村章を薄くプリントしてある。

次に、「(4) お試し利用券」であるが、これは乗合タクシーの利用を促進するために、まずは一度試しに利用していただこうという目的で発行するものである。自治体によっては、無償期間を設けているところも見受けられるが、本村では、利用登録をした方に、利用の仕方に慣れていただくという意味合いを含め、利用登録証の交付時に「お試し利用券」を1人につき2枚配布することとした。券のイメージを掲載してあるので参考にしてほしい。

次に「(5) 車両のラッピング」であるが、乗合タクシーの試験運行を行っていることをPRするために、ジャンボタクシー2台にマグネットシートで作成したステッカーを車両の前後左右4面に貼付する。イメージとしては、資料に示してあるようなデザインを考えているが、朝夕の保育園児の送迎時についても、ステッカーを追加して貼付したいと考えている。なお、本格運行時には車両の愛称が決定することから、再度別のデザインのステッカーを貼付する予定である。

「(6) 運行委員会」であるが、今後、実際の運行にあたり、予約受付や運行に関しての調整が益々増えてくることが想定されることから、事業主体である村、予約受付業務を担当する社会福祉協議会、運行を担当するタクシー事業者により、新たに運行委員会を組織して諸問題や課題について協議していくことにした。メンバー等については今後調整していくが、あくまでも実務者レベルの委員会にしたい。

次に「4. 周知・PR」であるが、まず「(1) 周知用のチラシ」は、乗合タクシーの利用方法や登録などについて記載してあるチラシで、配布方法としては、新聞折り込みを10月1日の朝刊に3300枚、区を通じての配布として10月6日に2724枚、また説明会の折にも資料として配布したいと考えている。本日は、最終校正前の状態のものを参考までに配布したのでご覧いただきたい。まず、1ページ目には、11月11日から試験運行を開始すること、また利用者登録は10月1日から始まることを大きく記載し、その下にはデマンド型乗合タクシーの説明を簡単にした。さらに運行期間や利用対象者、運行時刻表を記載した。2ページには利用の流れを簡単に記載した。3ページでは、予約に関する事項について記載するとともに、運行のイメージが湧くように地図と時刻を記載した。また、最終ページには利用登録票を掲載してあるので、コピーを取って使用したり、直接記入して役場へ持参しても、役場でコピーするなどして使えるようにした。

続いて「(2) 広報はくば」への掲載であるが、これまで、7月号に2ページ、9月号には1/2ページを使って、「身近な地域交通の実現に向けて」というタイトルを付けて掲載した。次回の10月号には、大きくページを割いて、これまでの経過等も含め掲載しようと考えている。

最後に、「(4) 利用説明会」であるが、利用する住民のための説明会と、主な発着場所となると想定される病院や大型店舗などの事業所に対する説明の2通りを計画している。まず、住民に対する説明会であるが、当方で一方的に日程を決めて各地区を順番に回っていく方法もあるが、今回新聞折り込みや、区を通じてのチラシなど、周知にはだいぶ力を入れていることから、各地区の区長と連携を取って、老人クラブの会合など、その地区にとって最も有効的なタイミングで伺いたいと考えている。時期としては稲刈りが終わった10月中旬以降から開始したいと思う。また事業所等については、それぞれアポイントメントを取って伺わせていただきたい。

以上、現在までの準備状況と今後の考え方について、簡単ではあるが説明した。これから詰めていかなければならない業務がほとんどなので、皆様から忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい。

[議長:松澤委員長] 事務局の説明に対して質疑・意見を求めた。

〔速水委員〕 予約システムが故障した時のバックアップの対策を考えているか。

[事務局:田中主査] 今回のシステムは非常に単純な構成になっている。バックアップの対策としては、バックアップ用のハードディスクのほか、無停電電源装置を備えている。予約内容もサーマルプリンタから印刷されているのでアナログ的にも確認できる。あとは扱う職員が非常時に対応できるように研修を積んでおかなければならない。

[松澤委員] 検討委員会の委員が、試乗会を兼ねて実際に利用してみてはどうか。予約から運行まで体験すればイメージもわくし、運行側のトレーニングにもなる。

[事務局:田中主査] 計画したい。

[風間委員] お試し利用券は登録した人のためのものか。またいつ配布するのか。乗合タクシーを知ってもらうために一般の方に配ることはできないか。PR方法として2日間だけでも全村民を対象に利用できるようにする方法も考えられる。

〔事務局:田中主査〕 登録していただいた方が、予約などの利用方法に慣れていただくという目的で配布するものである。登録証の交付と同時に配布する。

[渡邉委員] PRのために、乗合タクシーの愛称募集を早めに実施した方がよいのではないか。

[事務局:田中主査] 当初、1月から2月を予定していたが、広報はくばの11月号のタイミングで募集したい。

[速水委員] 第4回の検討委員会で試験運行の検討をもう一度する機会があるか。試験運行期間中に実際に利用した方へアンケートを取るなどして、本格運行に向けて利用者の意見を反映させた方がよい。

[事務局:田中主査] 次回第4回の検討委員会は大きな目的が2つある。1つは試験運行中の利用状況 や課題の整理である。もう一つは4月から始まる本格運行の運行計画の策定である。また、デマンドタクシーは完全予約制であるため、アンケートなどの手法は比較的取りやすいと思うので何らかの方法で 実施したい。

[伊藤委員] 乗合タクシーの理解があまり得られていない人や高齢者の方への対応について、電話のオペレーターの対応を考えたほうがよい。

[事務局:田中主査] オペレーターは社会福祉協議会の職員が当たるため、高齢者や障害者への接し方には慣れていると思う。また、最初は使い方が難しいかもしれないが、利用者側も慣れてくるし、行動がパターン化されるので、回数を重ねるうちに理解が得られると思う。

[西沢委員] 登録した人の住所位置情報は、システム上に反映されるのか。また、そのデータは運転手が画面上で確認できるのか。

[事務局:田中主査] 現在、地図へのマッチング作業を行っているので、自宅や目的地の地図情報が地図上で確認できる。ただしその情報はドライバーには伝わらない。

[松沢委員] 運行ルートについては、工事で通行できない箇所があったりもするので、最終的にはドライバーの判断による。利用する側に時間に余裕を持ってもらうことが大切であるので、広報等で周知を図ってほしい。

〔事務局:田中主査〕 タクシー事業者との共存共栄のためにも、時間に制約のある方は通常のタクシーを利用していただき、乗合タクシーを利用する方は時間に余裕を持ってもらうということを周知していきたい。

4. 閉 会

[議長:松澤委員長] 次回の会議も活発な意見が出るようにお願いし、第3回白馬村地域公共交通検討 委員会を閉会した。

以 上